

令和3年11月26日

事業者の皆様


旭川市水道局経営企画課

旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の改正について

旭川市水道局建設工事等低入札価格調査要領の調査基準価格の設定及び失格の基準について改正し、建設工事の請負契約の設定基準を次のとおりとし、令和4年1月1日以後に公告する入札から適用しますのでお知らせします。


1 改正の内容

- ① 建設工事のうち土木系工種の調査基準価格を上げます。

現行の算定式		改正後の算定式
直接工事費 × 10分の9.7		直接工事費 × 10分の9.7
共通仮設費 × 10分の9.0		共通仮設費 × 10分の9.0
現場管理費 × 10分の9.0		現場管理費 × 10分の9.0
一般管理費等 × 10分の <u>6.5</u>		一般管理費等 × 10分の <u>8.0</u>
調査基準価格 上記の合計		調査基準価格 上記の合計

※土木系工種以外に変更はありません。

- ② 建設工事の調査基準価格及び失格の基準に上限を設定します。

現行		改正後
予定価格（税抜）の 10分の7.5以上		予定価格（税抜）の 10分の7.5から <u>10分の9.2</u> までの間

※建設工事の全ての工種が対象になります。